

健 生 発 0327 第 6 号
令 和 8 年 3 月 27 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长
殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令の運用に関する指針（ガイドライン）」の一部改正について

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）の運用に関しては、平成 25 年 12 月 27 日付け健発 1227 第 3 号厚生労働省健康局長通知の別紙「移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令の運用に関する指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）を定めているところです。

今般、ガイドラインの一部を別紙 新旧対照表のとおり改正しましたので、貴管内市町村、関係医療機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

なお、別添として、改正後のガイドライン全文も併せて送付いたしますので、御活用ください。